

# 総合的学習の時間へ

私たちが、  
「福祉教育」を応援します！

学校の授業で福祉教育を企画  
する際にお読みください



(福) 幸手市社会福祉協議会  
幸手市ボランティア・市民活動センター

〒340-0152 幸手市天神島1030-1  
TEL (43) 3277 FAX (40) 1460  
E-mail syafuku@satte-syakyo.or.jp  
URL <https://www.satte-syakyo.or.jp>

## 目 次

<b>1</b>	<b>福祉教育の相談・申込みの流れ</b> .....	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>福祉体験学習を指導してくれる人・団体は？</b>	
	(1) 避難所運営ゲーム（HUG） .....	2
	(2) 認知症サポーター養成講座（小中学生版） .....	4
	(3) 点字について学ぼう .....	5
	(4) 手話について学ぼう .....	6
	(5) 視覚障がいがある方の話を聞こう .....	7
	(6) 車いすの動かし方を学ぼう .....	8
	(7) ガイドヘルプ（視覚障がい者の外出支援方法）を学ぼう .....	9
<b>3</b>	<b>幸手市ボランティア・市民活動センター貸出備品一覧</b>	
	(1) 体験用具 .....	11
<b>4</b>	<b>各種様式</b>	
	福祉体験用具借用書 .....	12

## はじめに

日頃より、幸手市社会福祉協議会の事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、「総合的な学習の時間」の学びに、社会資源のひとつである当社協ボランティア・市民活動センターをご活用いただきありがとうございます。

総合的な学習の時間の学習を進めていく上で、是非、地元のボランティア団体の活動を体験されたり、福祉機器をご利用いただき、学習の幅を広めたり深めたりしていただきたいと考えております。

また、先生方が指導を進められる際の一助となれば幸いです。

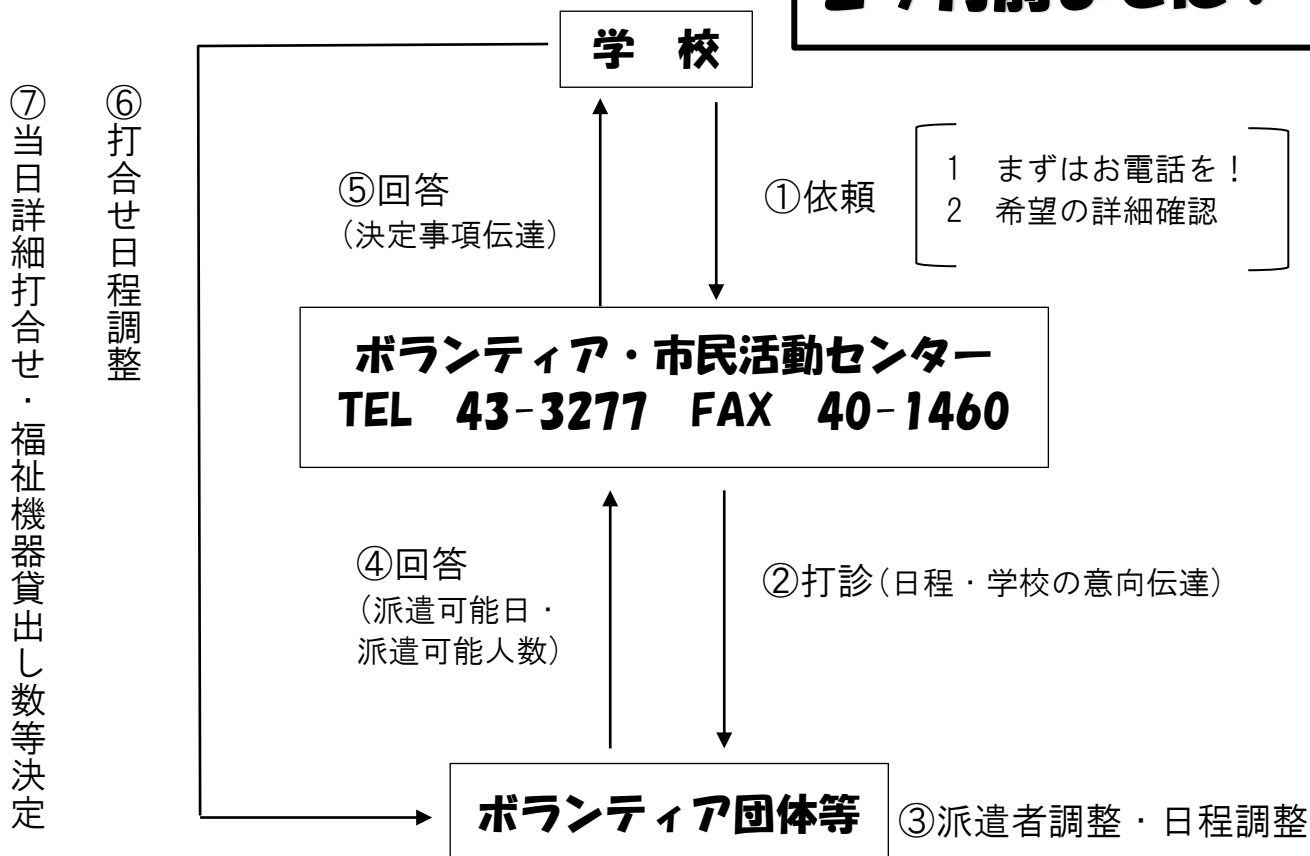
この冊子は、市内の学校が等しく市内の福祉情報を共有できるようにと作成したものです。是非ご一読いただき、ご活用ください。

社会福祉法人幸手市社会福祉協議会  
ボランティア・市民活動センター

# 1 福祉教育の相談・申込みの流れ

★すべての相談・申込窓口は、幸手市社会福祉協議会内にある「幸手市ボランティア・市民活動センター」です。

**申込みはなるべく  
2ヶ月前までに！**



## 【実施日について】

- (1) 福祉教育にかかるご相談は、なるべく実施希望日の2ヶ月前までにご相談下さい。  
2ヶ月前未満ですと、お受け出来ないことがあります。
- (2) 実施希望日は、複数の候補日を設定してください。

## 【人材の紹介】

- (1) 依頼に応じて紹介いたします。基本的に講師の都合を優先させていただくため、ご要望にお応えできない場合がありますのでご了承ください。



## 【資機材の貸出し】

- (1) 貸出可能な機材は、11ページ「貸出備品一覧」のとおりです。  
なお、複数の依頼が重なる場合や、社会福祉協議会が利用者の方に機材を貸出しているため、希望の数や貸出し自体が出来ない場合もありますので、ご了承ください。

## (4) 手話について学ぼう・・・

団体名 (幸手市聴覚障害者協会、幸手市手話サークル「ハッピーハンス」)

《学習時間・・・1時限分》


通常 の 活 動 内 容	<p>手話の学習と活動を通じて、聴覚障がい者との相互理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話の勉強を通じて聴覚障がい者との情報交流。</li> <li>・ 新年会、花見会、クリスマス会、研修旅行</li> <li>・ 市民まつりのフリーマーケットに参加</li> </ul> 
体 験 学 習 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 聴覚障がい者の生活などの話</li> <li>② 手話で表現してみよう (体験) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挨拶 ・ 動物や食べ物</li> <li>・ スポーツ ・ 乗り物 など</li> </ul> </li> </ul> <p>※表現内容は、受講人数や要望により異なります。</p> 
学 校 へ の お 願 い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験日が決まりましたら、事前打合せの日程を決めます。上記団体の窓口になる方をご案内しますので、学校から打合せ担当者に、早めに日程調整のお電話をしてください。打合せは、学校で行います。</li> <li>・ 学習内容は、学校との打合せの中で決めていきます。「学習したいこと」を明確にしておいてください。</li> <li>・ 打合せ時に、児童・生徒のふりがなつきの名簿をご用意ください。一人一人の名前の表現方法を、講師とアシスタントが事前に確認するために必要です。</li> </ul>
費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝礼につきましては学校様にお任せとなります。謝礼を出される場合、福祉協力校助成金をご活用ください。(例) 謝礼なし、菓子折り、児童と一緒に給食を食べる など</li> </ul>



## (2) 認知症サポーター養成講座（小中学生版）・・・

### キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座講師）


#### 《学習時間・・・2時限分（1時間30分）》

体験学習内容（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症とは？ 通常の物忘れとの違いって何？</li> <li>・ 認知症の人の気持ちになって考えてみよう</li> <li>・ 困っている人を見かけたら？ グループワークで考えよう</li> <li>・ 今日からみんなは認知症サポーター！ その心構えについて</li> </ul> 
学校へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師の調整を行うのは、幸手市役所介護福祉課になります。</li> </ul> <p>体験日が決まりましたら、事前打合せの日程を決めます。基本的には、学校で打合せいたします。事前打合せの際、実施場所を実際に確認させていただく場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習内容は、学校との打合せの中で決めていきます。「教えてほしいこと」を明確にしておいてください。</li> </ul>
体験学習で使うもの	<p>【学校にご用意いただくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクター ・ スクリーン ・ パソコン ・ スピーカー など</li> </ul> <p>※キャラバンメイト（講師）が用意する場合もあります。</p> <p>※学習内容によって、変わる場合があります。</p>
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用はかかりません</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師は複数人で対応する場合があります。</li> </ul>



## (5) 視覚障がいがある方の話を聞こう・・・視覚に障がいのある方


《学習時間・・・1時限分》

体験学習内容	<p>視覚障がいの方の生活の様子などをお話しいたします。(30分)</p> <p>① 視覚に障がいが生じた経緯、困ったこと・勉強になったこと</p> <p>② その時々のできごと</p> <p>③ その他(日常生活用具の紹介をすることもあります)</p> 
学校へのお願い	<p>・ 子供たちからの質問等が事前に分かると、講師の方でも答えやすいかもしれません。</p>
費用	<p>・ 当日に、交通費として1日1,000円のご用意をお願いいたします。</p> <p>その際、福祉協力校助成金をご活用ください。</p>



## (6) 車いすの動かし方を学ぼう・・・個人ボランティア、社協職員

《学習時間・・・1時限分》

<p>体験学習内容</p>	<p>小中学校の福祉教育において、車いすの動かし方を指導する</p> <p>① 説明（15分前後） 車いす各部の名称、使い方（実技を交えて）、使用上の注意点など。</p> <p>② 体験 一人で操作したり、交互に介助し合ったりします。</p>
<p>学校へのお願い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験日が決まりましたら、事前打合せの日程を決めます。基本的には、学校で打合せいたします。事前打合せの際、実施場所や学校保有の車いすなどを実際に確認させていただく場合があります。</li> <li>・ 学習内容は、学校との打合せの中で決めていきます。「教えてほしいこと」を明確にしておいてください。</li> </ul>
<p>い実 た施 だ日 だき ま た ま で い に ご 用 意</p>	<p>【学校にご用意いただくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホワイトボード ・ マグネット ・ マット（枚数は、体験人数による）</li> <li>・ その他</li> </ul> <p>【社協で予め貸出可能なもの】</p> <p>車いす</p> 





## 2 福祉体験学習を指導してくれる人・団体は？

### (1) 避難所運営ゲーム (HUG)・・・社協職員

《学習時間・・・2時限分（1時間30分）》

<p>避難所運営ゲーム (HUG) とは</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HUGは、Hinanjyo(避難所)、Unei (運営)、Game (ゲーム) の頭文字を取ったもので英語で「抱きしめる」という意味も含んでいます。避難所で起こる様々な出来事を、机の上で模擬体験するゲームです。</li> <li>・ ゲームは、避難所（例：小学校等）が舞台となります。例えば、小学校の場合ゲーム参加者は、避難所運営担当者となって、避難所に指定されている体育館のほか、校舎や校庭などに見立てた平面図に、数多くの避難者を適切に配置できるか模擬体験します。</li> </ul>
<p>体験学習内容 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行役1名、その他はゲーム参加者とし、避難者の状況について書かれたカードを進行役が順番に読み上げながら、ゲーム参加者に渡します。ゲーム参加者は、避難所となる体育館や教室に見立てた平面図に、その避難者カードを並べていきます。</li> <li>・ 避難者カードには、情報として避難者が抱える様々な事情が書かれており、ゲーム参加者には避難者の事情に応じて適切に配置することが求められます。</li> <li>・ 避難者カード以外にも、避難所で想定される出来事が書かれたイベントカードが混ぜられており、ゲーム参加者は避難者の配置以外にも、避難所運営のための課題を処理します。</li> <li>・ ゲーム終了後に、避難者の配置方法やイベントの対処方法などについて話し合います。</li> </ul>
<p>期待される効果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 HUGでは、多くの要配慮者（乳幼児、高齢者、障がいのある人、持病のある人、妊婦など）を設定してるため、周りには、健康な人だけでなく大変なことを抱えた人がたくさんいることを理解し、「自分で考える力」や「感じ方」などを形成するために必要な「心」や「人間力」を養う一助になると思われます。</li> <li>2 避難所での生活を具体的にイメージすることができます。</li> <li>3 避難所で自分に手伝えることはあるだろうかなど、考える機会になります。</li> </ol>

<p>体験学習で使うもの</p>	<p>【学校にご用意いただくもの】※1班あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・机を汚さないために図面の下に敷く新聞紙</li> <li>・ A4の白紙（20枚）</li> <li>・マジックペン（黒・赤・他4色以上）</li> <li>・セロハンテープ</li> <li>・付箋（大）50枚</li> </ul> <p>【社協で用意するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HUGカード</li> <li>・ 図面（間取り図）</li> </ul>
<p>費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用はかかりません</li> </ul>

（参考資料）

- ①防災ニュース～静岡県西部地域防災局 第22号 平成19年12月28日発行
- ②HUGのわのブログ HUGを小学生がやる意味はあるか 2017年2月9日
- ③HUGーかながわの防災教育～子ども防災情報ステーション～



イメージ





HUGカードの一例

## (7) ガイドヘルプ（視覚障がい者の外出支援方法）を学ぼう



### ・・・個人ボランティア、社協職員

《学習時間・・・1時限分》

<p>体験学習内容</p>	<p>小中学校の福祉教育において、目の見えない（見えにくい）方が外出する時の支援方法を学ぼう</p> <p>① 説明（20分前後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見えない（見えにくい）」とは</li> <li>・ガイドヘルプの基本姿勢や、平坦な道や狭い道、段差のある場所などの援助、階段の昇り降り、椅子への誘導方法などの説明</li> <li>・街の中でのマナー など</li> </ul> <p>② 体験（20分～25分）</p> <p>援助方法について、二人一組になり、視覚障がい者と支援者の役割を交互に体験する。</p> 
<p>学校へのお願い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験日が決まりましたら、事前打合せの日程を決めます。基本的には、学校で打合せいたします。事前打合せの際、実施場所を実際に確認させていただく場合があります。</li> <li>・ 学習内容は、学校との打合せの中で決めていきます。「教えてほしいこと」を明確にしておいてください。</li> </ul>
<p>ご実 用施 意日 いま たで だに きた いも の</p>	<p>【学校にご用意いただくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホワイトボード ・ マグネット ・ マット（枚数は、体験人数による）</li> <li>・ 長机（2台） ・ 椅子（背もたれのある椅子と無い椅子）各1～2脚</li> <li>・ コーン（4～5本） ・ ティッシュ（一人1枚） ・ 白杖（ペア分）※</li> <li>・ アイマスク（全員分）※ ・ その他</li> </ul> <p>※【社協で予め貸出可能なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白杖 ・ アイマスク</li> </ul> 
<p>費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用はかかりません</li> </ul>

### (3) 点字について学ぼう・・・団体名 点字あゆみの会

《学習時間・・・1または2時限分》

<p>通常の活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康・環境カレンダー」「社協さって市」「市議会だより」等の点訳及び配付</li> <li>・市立図書館蔵書の点訳</li> <li>※希望があれば何でも点訳</li> </ul> 
<p>体験学習内容</p>	<p>実技（携帯用点字器を使って）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 点字のしくみ</li> <li>② 50音等の書き方</li> <li>③ 実際に名前等を書く</li> </ol> 
<p>学校へのお願い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前打合せは電話で行います。</li> <li>・ 指導内容は、打合せの中で学校側の希望を伝えてください。</li> <li>・ 金曜日は比較的都合をつけやすいです。</li> </ul>
<p>体験学習で使うもの</p>	<p>【学校にご用意いただくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字用紙(厚手110kg) (人数分以上)</li> <li>・ 名前カード(名刺サイズ点字用紙)(人数分以上)</li> </ul> <p>※共に、日本点字図書館で取り扱っています。購入方法などは、直接、日本点字図書館にお問合せください。</p> <p>【社協で貸出可能なものやお渡ししているもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字器</li> <li>・ 50音表原本 A3サイズ 2枚 (両面コピー等せずに、そのまま人数分コピーして配布してください)</li> </ul>



### 3 幸手市ボランティア・市民活動センター貸出備品一覧

#### (1) 体験用具

名 称	数	備 考
車イス	8	市内利用者へ貸出ししていたり、他校の福祉教育と重なることがあります、ご希望に添えない場合があります。
アイマスク	52	視覚障がい者の疑似体験（アイマスク・ガイド体験）の時に使います。使用の際は、眼病予防のため、必ずハンカチやティッシュを、アイマスクと眼の間に当ててください。
白杖	40	視覚障がい者の疑似体験を行う時に使います。アイマスクとセットで使用します。
点字器	62	点字体験で使用します。 点字を打つ場合は、専用の用紙が必要です。（市販されていませんので、ご注意ください） 【購入先 参考】 社会福祉法人 日本点字図書館 〒169-8586 東京都新宿区高田馬場1-23-4 電話 03-3209-0241（代表） FAX 03-3204-5641

（貸出に際しての注意）

- ・貸出機器は、使用目的以外には使用しないでください。
- ・使用後はもとの状態にし、すみやかにお返しくください。
- ・備品を借用中に、紛失・または破損した場合には、弁償をお願いする場合があります。

## 4 各種様式

事務局長		担当者

# 福祉体験用具借用書

令和 年 月 日

社会福祉法人幸手市社会福祉協議会  
事務局長様

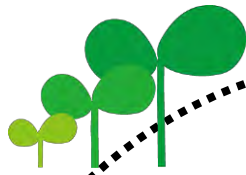
申請者 学校・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

借 用 機 器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイマスク 枚</li> <li>・点字器 台</li> <li>・白 杖 本</li> <li>・車椅子 台</li> </ul>
使 用 目 的	
借 用 期 間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで
借 用 費 用	無 料



ふだんの  
くらしの  
しあわせ



令和6年4月発行